

住居確保給付金の支給額、支給期間、支給方法、支給要件について

1 支給額

支給決定された場合の家賃額（共益費、管理費等は含まない）は、世帯の人数に応じて表 1 のとおり上限額があります。

表 1 家賃の上限額（平川市の場合）

| 世帯の人数 | 支給上限額 |
|----------|---------|
| 1人世帯 | 30,000円 |
| 2人世帯 | 36,000円 |
| 3人から5人世帯 | 39,000円 |
| 6人世帯 | 42,000円 |
| 7人世帯以上 | 47,000円 |

ただし、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計額が、基準額（後段の表 2 に示す基準額）を超える場合には、次に掲げる計算式により算出される金額が支給額になります。

$$\text{支給額} = \text{基準額} + \text{家賃額} - \text{世帯の収入合計額}$$

2 支給方法

市から入居住宅の貸主（大家、不動産会社等）の口座へ直接お振込みします（代理受領）。

3 支給期間

3か月間

※住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、申請により3か月間を限度に支給期間を2回まで延長することができます（最長9か月間）。

4 支給要件

住居確保給付金の支給対象となる者は、以下の①～⑧のいずれにも該当する者になります。

| | |
|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | イ) 離職等 又は ロ) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること |
| ② | イ) 申請日において、離職、廃業の日から2年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかつた場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかつた日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。 又は ロ) 就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること |
| ③ | イ) 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと ロ) 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること |
| ④ | 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること【※1収入要件】 |
| ⑤ | 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること【※2資産要件】 |
| ⑥ | 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記②ロ)に該当する者であつて、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると市が認める場合は、申請日の属する月から起算して3月間（第12条第1項の規定により支給期間を延長する場合であつて、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると市が認めるときは、6月間）に限り、当該取組を行うことをもつて、当該求職活動に代えることができる。 |
| ⑦ | 自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと |
| ⑧ | 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと |

[※ 1 収入要件]

表 2 収入要件（平川市の場合）

| 世帯人数 | 基準額 | 家賃額 (上限額) | 収入基準額 (基準額+家賃額) |
|-------|----------|--------------|--------------------|
| 1人世帯 | 78,000円 | 30,000円 | 108,000円 |
| 2人世帯 | 115,000円 | 36,000円 | 151,000円 |
| 3人世帯 | 140,000円 | 39,000円 | 179,000円 |
| 4人世帯 | 175,000円 | 39,000円 | 214,000円 |
| 5人世帯 | 209,000円 | 39,000円 | 248,000円 |
| 6人世帯 | 242,000円 | 42,000円 | 284,000円 |
| 7人世帯 | 275,000円 | 47,000円 | 322,000円 |
| 8人世帯 | 308,000円 | 47,000円 | 355,000円 |
| 9人世帯 | 337,000円 | 47,000円 | 384,000円 |
| 10人世帯 | 366,000円 | 47,000円 | 413,000円 |

(1) 算定する収入の範囲等

a 就労等収入

給与収入の場合、社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（ただし交通費支給額は除く。）とする。

また、自営業の場合は、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）をいう。

b 定期的な給付等

定期的に支給される雇用保険の失業等給付、公的年金、親族等からの継続的な仕送りをいう。

なお、児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金については収入として算定しない。

c 借入金等や一時的な収入の取扱い

借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは収入として算定しない。

(2) 収入に変動がある場合の取扱い

a 就労等収入

毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月の収入額の平均に基づき推計する。

b 定期的な給付等

複数の月に係る金額が一括で支給される給付等については、月額で算定する。

[※2 資産要件]

表3 資産要件（平川市の場合）

| 世帯人数 | 支給上限額 |
|--------|------------|
| 1人世帯 | 468,000円 |
| 2人世帯 | 690,000円 |
| 3人世帯 | 840,000円 |
| 4人世帯以上 | 1,000,000円 |

※金融資産の範囲

金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいう。なお、生命保険、個人年金保険等は含まない。

なお、負債がある場合、金融資産と相殺はしない。